

厚生労働省告示第九十六号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第三号」とあるのは、「第二十七條の二第二号又は第三号」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第三号」とあるのは、「第二十七條の二第二号又は第三号」とする。